## 〇建築基準法第43条第2項第1号認定基準

平成31年3月7日付 建第1226号 建築住宅課長通知

建築基準法第43条第2項第1号に係る認定の基準を次のとおり定める。 なお、本基準に適合しない場合は、計画の内容が法の認定要件に照らして支障がないことを審査して認定を行う。

□認定基準 [幅員4m以上の道に2m以上接する場合]

法基準	避難及び通行の安全上必要な基準に適合する道(幅員4m以上)に2m以上接すること。		
	[規則第10条の3 第1項]		
省令基準	法第43条第2項第1号で定める基準は下記のとおり		
	①農道その他これに類する公共の用に供する道		②令第144条の4第1項各号に掲げる基準に
	であること。		適合する道※であること。
	①-1 敷地と道路等の	<ul><li>①-2 敷地が農道</li><li>その他の道に接す</li></ul>	
	間に河川や水路等※が 存在する場合	る場合	
	1111111111111111111111111111111111111	<i>'</i> ∂ <i>''</i> ⁄⁄⁄⁄⁄/ □	
	※公共団体等が所有又は管		※基準日(平成30年9月25日)以前から存在する ものであること
	理するものであること		600 (000) 2 2 2
適用建築物	一戸建ての住宅(専用住宅であり、延べ面積の合計が200㎡以内のもの。)		
	(道を敷地に接する道路とみなし、島根県建築基準法施行条例第9条の規定に適合すること。)		
交 通 上	・通路の幅員が2m以上	・道の維持管理、通	・ 令第144条の 4 第 1 項第 1 号 (通り抜け又は
	であること	行上の使用につ	転回広場)、第2号(隅切り)、第3号(砂
	・通路の構造、形態等が 通行に支障がないこと	いて管理者と協 議がなされてい	利敷等)、第4号(縦断勾配)に規定する基 準に適合すること。
	进11に文序がない。 。	ること。	・将来にわたって通行することについて道の   
	・占用許可が得られてい	・公的機関が管理す	所有者及び管理者等の承諾が得られてい
	ること。	るものであるこ	ること。
	と。		
安全上	同上		
防火上	(支障なし) 同上		
衛生上	・通路が接続する道を前・道を前面道路とみなし、道路斜線制限及び容積率の規定に適合す		
	面道路とみなし、道路 ること。		
	斜線制限及び容積率の 規定に適合すること。		
	・雨水及び汚水排水の処理の	のための施設が確保さ	・令第144条の4第1項第5号(排水施設)の
	れていること。		基準に適合すること。
			(道及びこれに接する敷地内の排水(雨水及び汚水
			排水) に必要な側溝、街渠その他施設を設けたもの であること。)
	水		(W) 2 C 0 /
<参考図>	路等		
	計画敷地	計画敷	
	計画建物路	道	道
	計画建物路	路   計画建物	
	CO.	等	に類する公共の用に
	>1r	m 💥 📗	②令第 144 条の4第1
	※典学スの44の学の担人に /		項各号に掲げる基準
	<ul><li>※農道その他の道の場合は、(</li><li>1、①-2のどちらの基準</li></ul>	_	に適合する道
	たす必要がある	O 15-4	
		•	